

海老名市教育委員会

(令和2年 4月 臨時会議事日程)

日時 令和2年4月3日(金)

午前9時00分

場所 えびなこどもセンター 301会議室

日程第 1 議案第 25 号 海老名市立小学校及び中学校の臨時休業について

議案第25号

海老名市立小学校及び中学校の臨時休業について

海老名市立小学校及び中学校の臨時休業について、議決を求める。

令和2年4月3日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条第1項第8号の規定に基づく臨時休業日を設定することにより、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎ、児童生徒の健康、安全を確保したいため

海老名市立小学校及び中学校の臨時休業について

1 概要

海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第3条第1項第8号の規定に基づき、海老名市立小学校及び中学校の臨時休業日を指定したい。

2 理由

臨時休業日を指定することにより、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎ、児童生徒の健康、安全を確保したいため

3 期間

令和2年4月6日（月）から令和2年4月17日（金）まで

○海老名市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（抜粋）

第3条 学校の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 開校記念日
- (4) 学年始休業 4月1日から4月4日まで。ただし、小学校第1学年にあっては4月1日から4月5日まで（4月6日が第2号に該当する場合は4月1日から4月7日まで）
- (5) 夏季休業 7月21日から8月26日まで
- (6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで
- (7) 学年末休業 3月26日から3月31日まで
- (8) 前各号に定めるもののほか、海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定した日又は校長が特に休業を必要と認め、あらかじめ教育委員会の承認を得た日

